

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第一号
平成二十七年三月二十五日発行（抜刷）

論
文

伊勢神宮の創祀について

荊
木
美
行

伊勢神宮の創祀について

荊 木 美 行

□ 要 旨

伊勢の神宮、とりわけ内宮がいつごろ成立したのかという問題は、日本古代史の研究上、きわめて重要な意味をもつ。なぜなら、内宮の祭神は、皇祖神である天照大神だからである。かかる祭神を奉祀する神社が伊勢の地に鎮座した時期や理由を探ることは、天照大神を奉祀する政治的集団、すなわちヤマト政権がいかにして東方へ勢力を拡大してきたかという問題と密接にかかわっている。小論では、内宮の伊勢鎮座の時期をめぐる諸説を検討し、支持者の多い雄略天皇朝説・文武天皇朝説にも確実な論拠がないことを指摘するとともに、あわせて『日本書紀』のしるす垂仁天皇朝鎮座の記事を積極的に疑う根拠のないことをのべる。ただし、垂仁天皇朝の暦年代については、西暦三〇〇年前後とする先行学説より、三世紀後半とすべきことを主張する。なお、小論では、外宮鎮座の由来についても若干言及している。

□ キーワード

皇大神宮 豊受大神宮 鎮座 垂仁天皇朝 雄略天皇朝

伊勢神宮とは ただいまご紹介にあずかりました皇學館大学研究開発推進センターの荊木でございます。古代を偲ぶ会のこととは以前からよく存じ上げておりましたが、講演にお招きいただいたのは、これがはじめてです。こうした機会に恵まれたことを光榮に存じます。

さて、本日は、「伊勢神宮（内・外宮）の創祀について」というタイトルで、古代における伊勢神宮についてお話しする予定です。

皇大神宮、いわゆる内宮は、延喜伊勢大神宮式に「太神宮三座（度会郡宇治郷の五十鈴の河の上に在す）。天照大神一座。相殿神二座」、同神名式に「太神宮三座（相殿に坐す神二座。並大。月次・新嘗等の祭に預る）」とあるように、天照大神を祀る神社で、現在も三重県伊勢市に鎮座しています。いつぼう、豊受大神宮、いわゆる外宮については、やはり伊勢大神宮式に「度会宮四座（度会郡沼木郷山田原に在り。大神宮を西に去ること七里）。豊受大神一座、相殿神三座」、神名式に「度会宮、四座（相殿神に坐す神三座、みな大、月次・新嘗）」とみえています。豊受大神とは、天照大神に食事を奉る神です。この両正宮と、これに所属する別宮・撰社・末社・所管社をあわせて、一般に「伊勢神宮」と称しているのです（正式には「神宮」）。

神宮、とりわけ内宮がいつごろ成立したのかという問題は、ひじょうに重要な意味をもちます。なぜかという点、内宮は、皇祖神である天照大神を祭

神としているからです。こうした祭神を奉祀する神社が伊勢の地に鎮座した時期や理由を探ることは、天照大神を奉祀する政治的集団、すなわちヤマト政権がいかんして東方へ勢力を拡大してきたかという問題とかわるのです。

式年遷宮の起源 ところで、みなさまはよくご承知かと存じますが、昨年は神宮の式年遷宮の年であり、正宮の別宮の遷宮がおこなわれました。意外と知られていませんが、じつは式年遷宮は今年も続いており、月讀宮など主要な別宮の遷宮は、今年挙行されます。一週間ほどまえになります。十月十日には、内宮の別宮である伊佐奈岐宮・伊佐奈弥宮の遷御の儀式を拝見してまいりました。遷御の儀式は夜間におこなわれますが、この時期はもう冷え込みも厳しく、長時間にわたる見学はなかなか大変でした。

あらためていうまでもありませんが、式年遷宮の「式年」とは定まった年という意味です。神宮が二十年ごとに社殿や装束・神宝をことごとく新調し、大神を新宮に遷すことをこう呼んでいます。正宮だけでなく、別宮・摂社・末社・所管社に至るまで百二十五のお社のかんりの数を新しくするわけですから、大規模な祭典です。新宮に御神体を選す、いわゆる遷御の儀は式年遷宮のクライマックスともいえる儀式ですが、今回の遷宮では内宮が昨年十月二日、外宮が十月五日におこなわれました。

この式年遷宮が制度化されたのは、ずいぶん古いことです。おおそ七世紀後半の持統天皇朝のことだといわれています。式年遷宮のはじまりについては、『日本書紀』には記録されていませんが、レジユメの一枚目のなかほどに掲げました『太神宮諸雜事記』第一に「朱雀三年九月廿日、左大臣の宣に依りて、勅を奉るに、伊勢二所太神宮の御神宝物等を勅使を差して送り奉られ畢ぬへ色目は記さず。宣旨の状に傳はく、「二所太神宮の御遷宮の事、廿年に一度まさに遷御せしめ奉るべし。立てて長き例と為すなり」と云々」とみえています。

さらにその直後には、「抑朱雀三年以往の例、二所太神宮の殿舎・御門・御垣

等は、官司、破損の時を相待ちて修補し奉るの例なり。而るに件の宣旨に依りて、遷宮の年限を定めり。又外院の殿舎・倉・四面重々御垣等、造り加へらるる所なり」とあって、それ以前の修造についても記されています。

ここで問題になるのは、「朱雀」という年号です。これは、天武天皇の晩年の「朱鳥」のことかと思われませんが、この「朱鳥」には元年しかなく（西暦では六八六年）、七月に改元されましたが、九月に天武天皇が崩じたために、二年以降は存在しません。ですから、朱鳥＝朱雀だとすると、朱雀三年は持統天皇二年（六八八年）にあたるわけで、式年遷宮の制度化は持統天皇朝にはじまるといえます。『太神宮諸雜事記』がこれを天武天皇の項にかけているのは、天皇の発案にかかるものだったからではないでしょうか。

いずれにしても、つづく持統天皇のところに、「即位四年（庚寅）太神宮御遷宮。同六年（壬辰）豊受太神宮遷宮」とありますように、持統天皇四年（六九〇）に内宮の遷宮が、さらに二年おかれて外宮のそれがおこなわれたことは確実です。この式年遷宮の制度化ですが、じつは大友皇子と大海人皇子が皇位を争った壬申の乱と関係が深いといわれています。

天武天皇は、壬申の乱の年、すなわち西暦六七二年六月二十六日の朝に朝明郡（三重県四日市市）において伊勢神宮を遥拝していますが、これは、壬申の乱の戦勝祈願に相違ありません。ですから、勝利を取めた天武天皇は神宮に対し、格別の崇敬を抱いたはずで、右にのべた式年遷宮の制度化も、おそらくは神恩・加護に対する感謝の気持ちから起こったものと考えるべきでしょう。式年遷宮は、その後、戦国時代に百三十年の中断があったことを除くと、平成二十五年まで絶えることなく継承されてきましたが、その制度の淵源が天武天皇朝にあることは、まことに感慨深いものがあります。

伊勢神宮の起源 タイムリーな話題ということで、式年遷宮の話にいささか深入りしましたが、そもそも、この神宮（内宮）はいったいつころ成立したのでしょ

うか。

最初に申し上げましたように、内宮は、皇祖神を祀る神社だけに、その創祀や展開が、ヤマト政権の勢力伸張、さらにはその後の律令国家の形成と密接に結びついています。

内宮の起源に関しては、あとで詳しく史料を読みますが、『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月十日条に、大神の教にしたがって、その祠を伊勢国に立て、そうして齋宮を五十鈴川のほとりに建てた、これを磯宮と謂うのだ、という伝承が語られています。また、この部分の異伝では、神の教えに従って、丁巳年、垂仁天皇二十六年の冬十月甲子の日に、伊勢国の渡遇宮にお遷し申しあげた、と語られています。ここの「丁巳年」という干支はあとのお話にもかかわりますので、ちよつとご記憶いただきたいのですが、じつは、この「丁巳」という干支は、『太神宮諸雜事記』や『倭姫命世記』などにみえる外宮鎮座、あるいはその託宣のあった年の干支と一致するのです。

そのことはのちにのべるとしまして、こうした『日本書紀』の記述とはべつに、『続日本紀』文武天皇二年（六九九）十二月乙卯（二十九日）条に、つぎのような記事がみえています。

多氣大神宮を度合郡に遷す。

この記事を虚心に読むかぎりでは、「多氣大神宮」が文武天皇二年に現在の地に遷座したことになります。したがって、内宮の伊勢鎮座は、八世紀初頭の文武天皇朝のことになります。さきに紹介したように、『日本書紀』は、内宮の鎮座を垂仁天皇の時代のこととして伝えていきます。もし、右の『続日本紀』の記事を信頼するとすれば、『日本書紀』の所伝のほうをどのように理解すべきかが問題となります。

そこで、手初めに、この『続日本紀』の文武天皇二年条をてがかりに、内宮鎮座の時期について考えてみましょう。

文武天皇二年条の問題点 この『続日本紀』の記事に間違いがないとすると、これをもとに、元来多氣郡にあった内宮が、この年はじめて度会郡に移されたと考えられることが可能になります。福山敏男氏は、この「多氣大神宮」は、度会郡に移されるまえの外宮の名称ではないかとみておられます（福山二一九五二）。しかし、そうすると、度会郡に移されるまえの外宮が、なぜ「大神宮」と称されたかがうまく説明できない憾みがあります。

こうした「文武天皇二年遷座説」は、筑紫申眞氏が、昭和三十七年（一九六二）にはじめて提唱されたものです。筑紫氏によれば、皇大神宮の別宮の瀧原宮（遷宮）がある三重県度会郡大紀町瀧原の地は、もと多氣郡に属していたといえます。そして、文武天皇二年に至って、その多氣から五十鈴川の川上に大神宮がうつってきたのであり、現在の瀧原宮はかつての多氣大神宮の名残だということです（筑紫二一九六二）。

その後も、川添登（川添二一九七三）・菊地康明（菊地二一九七七）・櫻井勝之進（櫻井二一九九二）・田村圓澄（田村二一九九七）らの諸氏が、やはりこの記事をもとに文武天皇二年説を展開しておられますが、当該記事の「多氣大神宮」が内宮のことを意味するのであれば、内宮が文武天皇二年に現在の地に遷座したことは動かしがたいでしょう。

ただ、神宮側の史料である『皇太神宮儀式帳』や『等由氣宮儀式帳』（いずれも、文武天皇二年から百年余りのちの延暦二十三年（八〇四）に成立）などがその事実にもまったく口を閉ざしているのは不思議です。しかも、『続日本紀』の記事がまちがいないとすれば、養老四年（七二〇）に完成した『日本書紀』は、わずか二十年餘りまえの事実を無視し、あえて内宮の伊勢鎮座を垂仁天皇の時代のこととする虚構の所伝を掲げたこととなります。しかし、『日本書紀』の編者がそのような見え透いた工作をおこなったとはちよつと想像できません。菊地氏らによりますと、垂仁天皇二十五年条に「齋宮を五十鈴川上に興す」とあるのは、神宮

としての祠ではなく、齋王の忌みこもる宮のことで、内宮そのものを指すのではないといえます。しかし、あともふれませんが、この説は、史料解釈においてしながたい点があり、支持することはできません。

なお、『日本書紀』天武天皇元年(六七二)六月丙戌(二十六日)条には、「旦あむに、朝明郡あさけの郡の迹太川の辺にして、天照大神を望拜みたまふ」という記事にみえています。西宮秀紀氏によれば、「迹太川」(現在の朝明川)から、天照大神を望拜するとすれば、伊勢湾越しに現在の伊勢市方面を望んだとみるべきで、このとき、すでに内宮は度会郡に鎮座していたことが想定できるといいます〔西宮Ⅱ一九九四〕。

こうしてみますと、文武天皇二年説も鉄案とはいいがたいようです。ただ、文武天皇二年説を否定した場合、この『続日本紀』の記事はいつたいなにを指したものであるかということが、あらためて問題になります。さきにふれたように、福山氏は、これを外宮のこととし〔福山Ⅱ一九五二〕、田中氏は、多気大神宮司の誤写か、多気斎宮の分置(離宮院の新設)かのいずれかであろうとしておられます〔田中Ⅱ一九八五〕。岡田登氏は、鎌倉時代初期の成立とされる『年中行事抄』という書物が、「大神宮」とあるこの記事を「伊勢斎宮事」としていることに注目しておられます。そして、当時は、齋王の居所である斎宮と皇大神宮が、かならずしも明瞭に区別されていなかったとして、『続日本紀』の編者は、「多気の斎宮」を誤って「多気の大神宮」としたのではないかとみておられます〔岡田登Ⅱ二〇一二〕。わたくしも、そう思いますが、いずれの説をとるにしても、当該記事が内宮そのものの遷座を示すという説には無理があるようです。多くの研究者に支持されている文武天皇二年説ですが、『続日本紀』のわずかな記述を唯一のよりどころとしているだけに、ちょっと心もとない感じがいたします。

雄略天朝創祀説 ところで、このほかにも、内宮の成立時期については、じつにさまざまな学説が提起されています。その一つ一つをここにくわしく紹介する

ことはできませんが、さきの文武天皇二年説以上に有力視されているのが、雄略天朝創祀説です。そこで、つぎにこの説を取り上げてみます。

雄略天朝創祀説をはじめ唱えたのは、直木孝次郎氏みぎきこうじろうです〔直木Ⅱ一九五一〕。直木氏によれば、伊勢神宮はもとも日の神として信仰された地方神であり、皇祖神として信仰されるようになるのは、古くみても雄略天朝創祀のことで、それは皇室の東国進出と関係があるといっています。

こうした直木説を踏まえて、伊勢神宮の成立に関して包括的な研究をおこなったのが、岡田精司おかだせいし氏です〔岡田精司Ⅱ一九六〇〕。岡田精司氏の説は、雄略天朝創祀説を代表するものであり、これを支持する研究者も少なくありません。そこで、以下は、この説について検討してみたいのですが、まず、岡田精司氏みずからの要約によって〔岡田精司Ⅱ一九八二〕、その所説の要点を紹介しておきましょう。レジュメの二枚目のなかほどの「雄略天朝創祀説」にあげた「岡田説の要点」をご覧ください。

①雄略天皇の治世の西暦四七七年に、大王の守護神の祭場を河内・大和地方から伊勢へ移したものと推定される。それが、内宮の起源Ⅱ伊勢神宮の成立である。

ここで、唐突に四七七年という年代が出てまいりました。これは、さきにも申しふれましたが、神宮関係の書物が外宮鎮座を「丁巳年」としているものを西暦に換算したものです。

②神宮成立の歴史的背景として、五世紀後半の社会的変動や伝統的信仰の変質、東国経営の進展などが考えられるが、直接的には中国南朝に対する朝貢外交のゆきづまりと朝鮮半島における日本勢力の敗退にともなう国際的危機が、もっとも大きな要因になったにちがいない。

③外宮の前身は、南伊勢地方の国造クラスの豪族わらういし度会氏の守護神で、古くからこの地で崇敬されていた太陽信仰の対象であったらしい。

④伊勢の度会の地が内宮の鎮座地に選ばれたのは、③にみたような太陽信仰の聖地としての、宗教的条件が主であったが、東国経営との関係も重要な要素であった。

⑤内宮祭神＝太陽神は、古い形態では男性神であったが、随従する巫女神と主客交替するかたちで祭神の変更が起こったのは、六世紀末から七世紀初頭に掛けて進行した変化である。

このように、岡田精司氏は、内外の動向にも目を配りながら、伊勢神宮の成立を雄略天皇朝と断定しているわけですが、その根拠としてあげておられるのは、つぎのような点です。レジユメ二枚目のつづきの「岡田説の根拠」の太字の部分をご覧ください。

①『日本書紀』には雄略天皇朝に伊勢服属の説話が集中している。

②垂仁天皇二十五年紀の「一書」に、内宮鎮座の年を「丁巳年冬十月甲子」としているのは、神宮関係の諸書に外宮鎮座を「丁巳年」とするのと一致し、それが倭王武の南朝遣使のときにあたっている。

③斎王任命は、雄略天皇朝以後ほぼ確実となる。

なお、岡田精司氏は、「四七〇年代の雄略の治世に〔内宮の〕創建年代を求められることは、考古学資料からも裏づけられる」といい、つぎの二点をあげておられます。

④第一点は、祭祀遺跡である。外宮だけでなく内宮の神域からも滑石製白玉が大量に出土しており、これらは五世紀代に盛行した祭祀遺物であるから、社殿の有無はべつとしても、五世紀代に内宮もしくはその前身の太陽神祭場がすでに存在していたという、有力な証拠となる。

⑤第二点は、内宮の御神体を納める「御船代」の形態である。「御船代」の形態は古墳時代前・中期に盛行した（舟形石棺）のかたちそっくりで、内宮の成立がまだ（舟形石棺）のおこなわれていた時代であったと推定できる。

こうした論拠は、一見説得力があるような印象を与えますが、すでに高森勅勅氏が、きびしく批判しておられるように〔高森＝一九九七〕、いずれも雄略天皇朝説を支える根拠とはなりません。いま、おもに高森氏の批判によりながら、岡田精司説の問題点をかい摘まんで紹介しておきます。

まず、①ですが、伊勢服属の説話が集中しているからといって、それをそのまま鎮座の時期と断定してしまうことは行き過ぎでしょう。雄略天皇紀を利用して議論を進めるなら、なぜそこに鎮座そのものの記事がないのか、鎮座記事がなくとも鎮座の事実があったと主張できるのか、この点をあきらかにする必要があります。

つぎに、②ですが、垂仁天皇紀の本文を頭から否定しながら、いっぽうでその異伝である「一書」を採用し、さらにそれを『太神宮諸雜事記』や『倭姫命世記』などにみえる外宮鎮座（またはその託宣のあった）の「丁巳年」（雄略天皇二十一年（四七七））に結びつけることは、およそ学問的なルールにはずれた立論です。

ちなみに、岡田精司氏は、四七七年、中国の年号でいうと、昇明元年に、宋に使者を派遣した倭国の王を雄略天皇とみておられるようですが、これはどうでしょうか。わたくしの研究では〔荊木＝一九九七〕、このときの使者は、雄略天皇の前の安康天皇と考えられる「興」によって派遣されたものです。

また、③にしても、斎宮記事は、雄略天皇朝以降も断続的にしか存在しないのであって、岡田精司氏の説はそのことには口を閉ざしています。

さらにいえば、岡田精司氏があげておられる考古資料にしても、④は、内宮神域の祭祀遺物に五世紀代にまで溯るものが存在するという程度の証拠でしかありませんし（ちなみに、こうした五世紀の遺物が現在の内宮宮域から出土することは、文武天皇二年鎮座説に対する有力な反証となる）、⑤に至っては、自説の有力な補強材料として持ち出しておられる（舟形石棺）が、古墳時代中期、すなわ

ち五世紀代のものでなく、じつは古墳時代前期の四世紀代に使用されたものであるという事実を確認するとき〔安本Ⅱ二〇〇九〕、わたくしたちは、岡田精司説の脆さを感じずにはおられません。

高森氏は、岡田精司説を批判しつつ、

この説の基本的な問題点は、『書紀』本文の記事およびそれと共通する伝承をあたまから否定するいっぽうで、それ以外のものについては時代もくんだり、史料性に疑問があるやうな場合でも、自説の補強になりさうな記事をたやすく採用してしまふことだ。さらには補強材料でもないものを、類推や拡大解釈をかさねて「根拠」にまでひきあげてゐる。全体にフェアでない史料操作が目につく。かうしてくみだてられた意見には、とてもしたがふことはできない。

と、なかなか手厳しいのですが〔高森Ⅱ一九九七〕、岡田精司氏の雄略天皇朝説は、所詮、その程度のものです。

垂仁天皇紀の記事をめぐって さて、そこで見直さなくてはならないのが、伊勢神宮の創祀にかかわる『日本書紀』の記載です。すなわち、『日本書紀』崇神天皇六年条には、まず、崇神天皇の時代のこととして、つぎのような記述がみえています。レジユメの三枚目のなかほどをご覧ください。

六年、百姓流離へ、或いは背叛有り。其の勢、徳を以ちて治め難し。是を以ちて、晨に興き夕に傷り、罪を神祇に請みたまふ。是より先に、天照大神・倭大国魂二神を並びに天皇の大殿の内に祭る。然るに其の神の勢を畏り、共に住みたまふこと安からず。故、天照大神を以ちて豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、仍りて磯堅城の神籬を立つ（神籬、此には比奈呂岐と云ふ）。(後略)

これによると、それまで「大殿の内」に祭られていた天照大神は、天皇がその神勢を畏れたために、皇居をでて笠縫邑（奈良県磯城郡田原本町や桜井市域にあ

てる説があるが不明）に祀られるようになったといえます。田中卓氏などは、これを「邸内の氏神から地域神へといふ画期的な発展」ととらえておられますが〔田中Ⅱ一九八四a〕、それはともかく、右の記事が天照大神の伊勢鎮座の発端を語る伝承でしょう。そして、これにつづいて垂仁天皇二十五年三月丙申（十日）条には、天照大神が倭姫命を御杖代とし、鎮座地をもとめて宇陀の筱幡・近江国・美濃国の各地を巡行し、やがて伊勢国に至って、五十鈴川のほとりに「齋宮」を立てたという、内宮鎮座の経緯がしるされています。崇神天皇紀についてあげた『日本書紀』の記事をご覧ください。

三月の丁亥の朔にして丙申に、天照大神を豊稻入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ処を求めて、菟田の筱幡に詣り、（彼、此には佐佐と云ふ）更に還りて近江国に入り、東美濃を廻り、伊勢国に到る。時に天照大神倭姫命に誨へて曰はく、「是の神風の伊勢国は、則ち常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可憐国なり。是の国に居らむと欲ふ」とのたまふ。故、大神の教に隨に、其の祠を伊勢国に立て、因りて齋宮を五十鈴川の上に興てたまふ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります処なり。（一に云はく、天皇、倭姫命を以ちて御杖として、天照大神を貢奉りたまふ。是を以ちて、倭姫命、天照大神を以ちて磯城の嚴櫃の本に鎮め坐せて祠る。然して後に、神の誨の隨に、丁巳年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の渡遇宮に遷しまつる。）（後略）

こうした天照大神の遷宮と鎮座については、延暦二十三年（八〇四）の『皇太后神宮儀式帳』にも詳しい記載があります。また、同年にできた『等由氣宮儀式帳』にも垂仁天皇の時代のこととして「度会の宇治の伊須々の河上に大宮供へ奉る」としるされています。

右の『日本書紀』の文章については、いろいろな解釈がおこなわれていますが、記事の内容を把握するうえで、ぜひとも確認しておかなければならない点がいく

つかあります。

第一に、本文にでてくる「祠」と「齋宮」が、それぞれなにを指すのかという点です。さきに紹介した菊地氏をはじめ、櫻井氏・田村氏などによれば、右の記事には「祠」と「齋宮」の書き分けがあり、「祠」は神宮のことを指すが、「齋宮」のほうは「神宮としての祠」ではなく、「齋王の忌みこもる宮」の意味であるといっています。じつは、レジユメに掲げた新日本古典文学全集の『日本書紀』の訳も「齋王の宮」となっています。

しかしながら、本文をよく読めばおわかりになるように、「齋宮」ということは、下文では「是を磯宮と謂ふ」と言い換えられています。これがもし「齋王の忌みこもる宮」をいうのでしたら、それを「磯宮」と呼ぶのはちよつと無理があります。なぜかというのと、「磯宮」の「磯」は「伊勢」の語源ともいわれ、「イソの宮」とは「イセの宮」にほかならないからです（田中Ⅱ一九八四b）。

もっとも、九世紀初頭にできた『古語拾遺』には、「仍りて神の教の随に、其の祠を伊勢国の五十鈴の川上に立つ。因りて齋宮を興て、倭姫命をして居らしむ」とあり、これを参考にすれば、「齋宮」が齋王の宮だということになります（櫻井Ⅱ一九九二）。しかし、『古語拾遺』のこの部分は、『日本書紀』を下敷きに、『古語拾遺』の作者である齋部広成が自己流の解釈によって書き換えたもので、垂仁天皇二十五年条を理解するうえではあまり役に立ちません。

さて、つぎに問題となるのは、後段の「二云」に「然して後に、神の誨の随に、丁巳年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の渡遇宮に遷しまつる」とある部分です。これも、古来難解とされる箇所なのですが、この干支は、さきにもちよつとふれましたが、『太神宮諸雜事記』や『倭姫命世記』などにみえる外宮鎮座（またはその託宣のあった）の「丁巳年」に一致していることから、田中氏は、外宮に関する年紀の所伝が誤って混入したのだと考えておられます。しかし、「渡遇宮」はかならずしも外宮のこととは断言できません。雄略天皇家に外宮が鎮座するま

では度会の地には内宮しかなかったわけですから、これを度会にある宮という意味で「渡遇宮」と称することはじゅうぶん考えられるのです（岡田登Ⅱ二〇一二）。ちなみにいうと、さきに雄略天皇家説のところでふれましたように、岡田精司氏は、『太神宮諸雜事記』や『倭姫命世記』などにみえる外宮鎮座（またはその託宣のあった）の「丁巳年」をこの「二云」にみえる内宮鎮座の異伝の年紀と結びつけ、内宮の創祀を雄略天皇家のことにみておられるのですが、これは、外宮鎮座をしるした所伝が、垂仁天皇紀に紛れ込んだとみる田中説を逆手にとったものなのです。

ところで、こうした垂仁天皇紀の記述からどこまで史実が読み取れるかというのは、むつかしい問題なのですが、まったくの伝承として無視するのもどうでしょうか。記紀が語るところによれば、崇神・垂仁・景行天皇の時代は、天皇の勢力が伸長し、それにともなつて国力が大和のそとにむかつて発展した時代であったといえます。崇神天皇朝の四道將軍の派遣、垂仁天皇朝の出雲の神宝檢校、景行天皇朝の熊襲征伐・日本武尊の巡行、などは、それを反映した伝承ではないかと思われまふ。

しかも、垂仁・景行天皇の宮都（垂仁天皇の「纏向珠城宮」、景行天皇の「纏向日代宮」との関聯が指摘される三輪山山麓の纏向遺跡や、あるいは崇神天皇陵に治定される行燈山古墳、おなじく景行天皇陵に治定される渋谷山古墳（これらの古墳は、当時としては、全国で最大の前方後円墳である。なお、これらの古墳の築造時期については、異論もあるが、四世紀中葉を中心とする時期を考慮しておく）の偉容を考えると、大和朝廷の躍進を語った記紀の伝承がまったく架空の造作であるとは考えられません（荊木Ⅱ一九九三）。おなじように、附会の物語のようにいわれる天照大神の巡行譚も、ヤマト政権の東国進出のプロセスを投影してものであると考えれば、これまた荒唐無稽な物語では片付けられないような気がします。

有力な学説して一般にも流布している雄略天皇朝説や文武天皇二年説が(なお、ここでは取り上げなかったが、ほかにも天武天皇朝説・斉明天皇朝説などがある)たしかな根拠をもたない以上は、垂仁天皇紀の所伝をもうすこし大切に扱う必要があるのではないだろうか。

内宮鎮座の年代 ところで、右にのべましたように、内宮の鎮座を伝えた垂仁天皇紀の記載を尊重する立場に立つとすれば、つぎに、それは実年代(暦年代)ではいつごろなのかという問題が生じてまいります。

垂仁天皇紀にみえる内宮鎮座の伝承に重きをおく田中氏(田中Ⅱ一九八四a)や高森氏(高森Ⅱ一九九七)は、崇神・垂仁天皇の実年代を三世紀なかばから四世紀前半としておられます。これは、『古事記』にみえる崇神天皇の崩年干支「戊寅」が二五八年ないしは三二八年にあてられることが大きな拠りどころとなつています(田中氏は、二五八年を採るが、高森氏は両説併記)。

よく知られていますように、『古事記』には、第十代崇神天皇以下、断続的ではありますが、十五人の天皇について、分注のかたちで、天皇の崩御した年を干支でしてしています。これを、われわれは「崩年干支」とか「歿年干支」とか呼んでいます。この崩年干支については、研究者のあいだでも評価のわかれるところでありますが、筆者は、崇神・成務・仲哀・応神天皇のものについては、かならずしも信頼がおけるとは思われません。

まず一つには、帝紀にそうしたものがしるされてきたとしたならば、『日本書紀』がそれを採用していないのは不思議ですし、干支を使わずに某月某日と数字で日をしるす略式の書法も落ち着きません。しかも、崩御の日を十五日とする例が全体の三分の一もあってわざとらしいことも、崩年干支を疑う理由になると思えます。いったい、『古事記』は、元來年紀には無関心な書物であって、崩年干支はきわめて異例の記載なのです(坂本Ⅱ一九八一)。

さて、つぎに問題となるのは、『古事記』にしるされた干支を西暦に換算した

場合、崇神・応神天皇間の天皇の平均在位年数が大きくなりすぎるといふ点です。この点については、推理統計学の方面から、安本美典氏のくわしい考察がありますが(安本Ⅱ一九七二)、それによると、『古事記』の崩年干支にしたがつて、第十六代仁徳天皇の崩年を四二七年、第三十一代の用明天皇の崩年を五七八年とすれば、その間十五代百六十年で、一代の平均在位年数は、一〇・六七年となります。これは、五・八世紀の天皇一代の平均在位年数が一〇・八八年であることとよく合致しています。

ところが、第十代崇神天皇から第十五代応神天皇のあいだでは、崩年干支を採用した場合、平均在位年数が大きくなりすぎます。すなわち、三二八年説をとつて、崇神・応神天皇間を七十六年とすると、平均在位年数は一五・二〇年になり、二五八年説をとるに至っては、五代で百三十六年、その平均在位年数は二七・二年となつてしまいます。これは、統計から得られる平均値とはあまりにもかけはなれた数値で、応神天皇以前の崩年干支については、やはり信頼しがたいとみるほかありません。

ちなみにいうと、田中氏らが『古事記』の崩年干支を利用したのに対し、岡田登氏は、『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月条の引く「一云」のしるす「丁巳」を西暦二九七年にあてて、およそ三世紀末とみておられます(岡田登Ⅱ二〇一二)。しかし、垂仁天皇紀にみえる内宮鎮座の伝承を認めることと、『日本書紀』の干支を信用することとはべつに考える必要があります。なぜなら、垂仁天皇朝に干支による紀年法がおこなわれていたという点については、いまだ確証が得られないからです。岡田登氏は、稲荷山古墳出土鉄剣銘の「辛亥年」(岡田登氏は四七一年とみるが、私見では五三一年が妥当と思われる)を例にあげ、暦の概念が日本にもたらされていたといわれますが、これはあくまで五世紀後半・六世紀前半の実例に過ぎません。もっと古い垂仁天皇の時代に干支を用いる紀年法が存在したという証拠はありません。

「ご存じのように、『日本書紀』では、古い部分に紀年の延長があり、実際よりもかなり古い出来事としてしるされています。神功皇后紀の記事で実年代よりちようど干支二巡分、すなわち百二十年のずれがあることは、よく知られています。かりに、神功皇后について紀年のはっきりした干支が伝えられていたとすれば、こうした意図的な時間の引き伸ばしは不可能なはずで、『日本書紀』の編者があえて無理を冒しているということは、古い時代の記録に年紀が附されていなかったのではないでしょうか。ですから、垂仁天皇二十五年三月条の引く「一云」にみえる「丁巳」を単純に西暦に換算してもあまり意味がないように思います。岡田登氏の論文はなかなか有益ですが、その暦年代に対する認識にわたくしとずいぶん異なります。

実年代を推測する では、『古事記』の崩年干支や『日本書紀』の年紀が、天皇の活躍期の実年代を考えるうえで有効でないとしたならば、いったいどのような方法によって、記紀の年代を推定していけばよいのでしょうか。

この点について、わたくしは、安本美典氏の提唱される、古代天皇の平均在位年数を利用する方法が有効ではないかと思えます〔荊木Ⅱ一九九四〕。たとえば、『宋書』にみえる倭国王武は記紀にいう雄略天皇のことだと考えられています。この武は南朝の宋に昇明二年（四七八）に使者を派遣しています。『宋書』順帝本紀には「倭国王武、使いを遣わして方物を献す。武を以て「安東大將軍」となす」とあり、同書の倭国伝には「倭国王武、方物を献上表し、「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王」を除せらる」とみえています。ここから、雄略天皇朝のある年として四七八年を押さえることが可能になり、これを基準に計算しますと、雄略天皇より十代まえの垂仁天皇の活躍した時期について、

$$478年 = (10.88年 \times 10代) + 369年$$

という数値（年紀）が得られます。したがって、垂仁天皇は、四世紀後半の西

暦三七〇年前後に活躍した人物と推定でき、内宮鎮座の時期も、おおよそこのころとみる事が可能です。

さきにも取り上げたように、岡田精司氏は、雄略天皇朝説の補強材料として舟形石棺を持ち出し、それによって、ぎやくに自説に矛盾を来す失態を演じました。内宮創祀の年代推定に考古資料を持ち出すのであれば、もつといい材料があります。

ご承知のかたも多いかと存じますが、内宮の正殿には棟持柱という、特殊な柱が用いられています。これは、正殿の両端に屋根を支えるための柱で、やや社殿よりも傾斜して立てられているものです。これは、じつをいうと、高床式建築物のおもかけを残したものであって、これを採用した伊勢神宮の建築物の起源は、思いのほか古いものであることが知られます〔渡邊Ⅱ一九八六〕。棟持柱をもつ建物の遺構は、全国各地の弥生時代から古墳時代にかけての遺跡から多数発掘されています。たとえば、弥生時代中期後半の池上曾根遺蹟（大阪府）や後期の伊勢遺蹟（滋賀県）でみつかった独立棟持柱建物はよく知られていますが、これらを参考にすると、伊勢神宮の建築物の様式は、右にのべた内宮鎮座の推定年代に抵触しないどころか、それよりもさらに古い起源をもつことが考えられるのです。

また、直接の考古資料ではありませんが、岡田莊司氏のいう伊勢の内宮鎮座地と大和の纏向遺跡との位置関係も注目されます〔岡田莊司Ⅱ一九九四〕。『皇太神宮儀式帳』によれば、天照大神は、纏向からみて東南東の三輪山（纏向からは立春のころ、太陽が三輪山山頂に姿をあらわすという）の近く（美和の御諸原）に一時祀られ、最後に伊勢の地に鎮まったといいますが、岡田莊司氏は、内宮や倭姫命によって御贄の鮑を納めるように定められた国崎（三重県鳥羽市）は、纏向（奈良県桜井市）の石塚古墳附近からみて、いずれもこの三輪山の延長線上に位置することを指摘しておられます。これがたんなる偶然でなければ、「纏向の地から三輪山に向かい、山頂に昇る太陽を拝して、その東方に太陽神（日神）をまつる聖地が求められた」ことになり、纏向に宮都のおかれた垂仁天皇の時代こ

そ、内宮の創祀にふさわしい時期だということができません。

こうした資料をどのように利用していくかは、今後の課題ですが、わたくしの個人的な印象をのべれば、内宮鎮座の時期も、現在通説として一般に滲透している雄略天皇朝あるいは文武天皇朝よりは古いような気がしてなりません。

結局のところ、内宮は、大和盆地の東南部を拠点としたヤマト政権が、東方へその勢力を伸長させていくなかで、その東の方角にあたる伊勢の地に大王家の祖先神である天照大神を祀ったのが、その原形だと考えられます。そして、それは、四世紀中葉から後半にかけてのある時期だったとみてよいでしょう。

外宮の鎮座とその意義 なお、時間の都合で、外宮の鎮座についてくわしくのべることができませんでしたが、資料に「参考」としてあげた『止由気宮儀式帳』『太神宮諸雜事記』にみえますように、神宮側の古い記録では、これを雄略天皇朝のこととしています。たとえば、『止由気宮儀式帳』には、つぎのようにしるされています。

天照し坐す皇太神、始めて卷向玉城宮に御宇しし天皇（垂仁天皇）の御世、国々処々大宮処を求ぎ賜ひし時、度会の宇治の伊須須の河上の大宮に供へ奉りき。時に、大長谷天皇（雄略天皇）の御夢に誨へ覚し賜ひて、『吾れ高天原に坐して見し真岐賜ひし処に志都真利坐しぬ。然れども吾れ一所のみ坐すは甚苦し。加以大御饌も安く聞食さず坐すが故に、丹波国比治の真奈井に坐す我が御饌神、等由気太神を我が許に欲りす』と誨へ覚し奉りき。時に天皇驚き悟り賜ひて、即れ丹波国より行幸せしめて、度会の山田原の下石根に宮柱太知り立て、高天原に知疑高知りて宮定齋齋き仕へ奉り始めき。是を以て御饌殿を造り奉りて、天照し坐す皇太神の朝の大御饌、夕の大御饌を日別に供奉る。

わたくしは、こうした所伝をとくに疑う必要を認めません。外宮鎮座の理由については、なかなかむつかしいところもございりますが、一つには、天照大神の神

格の分離ということが考えられます。内宮の祭神であるところの天照大神は、皇祖神であるとともに、日神、すなわち農業神でもあります。そして、雄略天皇朝に至って、天照大神の神格が昂揚するともに、天照大神は純粹に皇祖神としてその神格を高め、農業神としての神格はそこから分離したのではないのでしょうか。〔田中二一九七七〕

では、その際、わざわざ丹波から御饌神として豊受大神を迎えられたのは、いかなる理由からでしょうか。これはむつかしい問題ですが、理由の一つとして、四世紀のヤマト政権が丹後地方の政治集団と密接な関係をもっていたことがあげられます。『日本書紀』にみえる垂仁天皇関係の系譜や、『古事記』が掲げる開化天皇皇子の日坐王を中心とする系譜をみても（この系譜は『日本書紀』にはみえない）、垂仁天皇は丹後地方の豪族と思われる丹後道主王の娘を三人（『日本書紀』は四人とする）も娶っています。天照大神の御杖代となった倭姫命の母日葉酢媛（比婆須比売命）もその一人です。

じつは、丹後道主王が支配する丹後地方一帯は、豊受大神を祀る神社が集中する土地であり、「トヨウケ信仰」とでもいうべきものが滲透していた地域です。延喜神名式によりますと、丹後国の中心である丹波郡には式内社が九座ありますが、そのいずれもが豊受大神を祭神としていのです。豊受大神は、この地方では保食神と呼ばれ、五穀・養蚕・造酒の神です（藤村重美二一九九七）。このことは、ヤマト政権の内部でもよく知られていたと思われる。これが、わざわざ丹後から豊受大神を天照大神の御饌神として伊勢の地に迎えた大きな理由だったのではないのでしょうか。

有名な『丹後国風土記』逸文（『釈日本紀』所収）にみえる豊受加能売命も、丹後国竹野郡の奈具社に祀られる豊受加能売命のことです。奈具社は、現在の奈具神社とは異なるものですが、延喜神名式の丹後国竹野郡のところにみえる「奈具神社」のこととみてまちがいません。

豊宇加能売命の「豊(トヨ)」は豊饒をあらわす美称、「宇加(ウカ)」はウケの古語で、穀霊神に共通する名辞です。ですから、「豊宇加能売命」とは、おそらく、豊かな穀物の女神といった意味なのでしょう。

この奈具社の「豊宇加能売命」が伊勢に遷ったのだという説は古くからありますが、「豊宇加能売命」と外宮祭神の「豊受大神」をおなじものはわかりません。田中氏は、『止由気宮儀式帳』にいう「丹波国比治の真奈井に坐す我が御饌神」を比治真奈井神社だといわれますが(田中二一九六一)、はっきりはしません。

しかし、神宮側の史料である『倭姫命世記』がこの『丹後国風土記』逸文を部分的に引用していることは重要です。これを根拠に豊宇加能売命≡豊受比神であるとはいえないまでも、「豊宇加能売命」を外宮祭神に結びつける伝承がはやくから存在したことを認めねばなりません。外宮の祭神が具体的に丹後のどの社から迎えられたのかは判断のむづかしいところもありますが、伝承自体をとくに疑わねばならない要素はないのです。

どうも長時間ご清聴、ありがとうございました。

〔附記〕

小論は、皇學館大学研究開発推進センター佐川記念神道博物館教養講座(平成二十五年六月二十九日 於博物館講義室)における「悠久の伊勢神宮」という講演のために用意した原稿をもとにしている。その後、最近になって、大阪の古代を偲ぶ会第四百十一回例会(平成二十六年十月十八日 於エル・おおさか)において「伊勢神宮(内・外宮)の創祀について」としてふたたび神宮の創祀について話す機会を得たので、旧稿を大幅に増補・改稿し、それを利用して講演した。今回、その講演原稿にさらに加筆・修正を施し、ここに掲載することにした。ご諒解を乞う次第である。

なお、伊勢神宮の成立に関する近年の研究動向については、西宮秀紀氏の二篇

の論文(西宮二一九九三・一九九七)と岡田登氏の研究(岡田二二〇一二)が詳しいので、これらを参照されたい。

【本文中に引用した参考文献】

荊木美行「垂仁天皇被葬地伝承をめぐる問題」『皇學館大学史料編纂所報 史料』一二五、一九九三年(改題して、荊木著『日本書紀』とその世界』燃焼社、一九九五年、所収)。

荊木美行「『記紀』における実年代の推定をめぐる問題」『皇學館大学史料編纂所報 史料』一二九、一九九四年(改題して、同右書、所収)。

荊木美行「昇明元年の「倭国遣使献方物」をめぐる問題——稲荷山古墳鉄剣銘の辛亥年は四七一年か——」『皇學館大学史料編纂所報 史料』二二〇、二〇一一年(のち荊木著『風土記と古代史料の研究』国書刊行会、二〇一二年、所収)

岡田精司「伊勢神宮の起源と度会氏——外宮と度会氏を中心に——」『日本史研究』四九、一九六〇年(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九六〇年、所収)

岡田精司「伊勢神宮の成立をめぐる問題点」、井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座』第九卷、学生社、一九八二年(萩原龍夫編『民衆宗教叢書第一卷 伊勢信仰Ⅰ古代・中世』雄山閣出版、一九八五年、所収、『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九三年、所収)

岡田莊司「伊勢信仰と遷宮の歴史」『伊勢神宮と日本の神々』、朝日新聞社、一九九四年。

岡田登「皇大神宮(内宮)の創祀年代について」皇學館大学編『神宮と日本文化』、皇學館大学、二〇一二年

川添登「伊勢神宮の創祀」『文学』四一—一二二、一九七三年。

菊地康明「農耕儀礼と生活」『古代の地方史』5坂東編、朝倉書店、一九七七年。
坂本太郎『史書を読む』中央公論社、一九八一年(『坂本太郎著作集』第五卷、

吉川弘文館、一九八九年、所収)

櫻井勝之進『伊勢神宮の祖型と展開』国書刊行会、一九九二年。

高森明勅「伊勢神宮はいつ・なぜはじまったのか」『歴史から見た日本文明』展
転社、一九九七年。

田中卓『神宮の創祀と発展』神宮司庁、一九五九年(『田中卓著作集』第四卷、
国書刊行会、一九八五年、所収)

田中卓「神宮鎮座の由来」『伊勢の神宮』近畿日本鉄道K・K、一九六一年(同
右書、所収)。

田中卓「外宮御鎮座の年代と意義」『全学一体』一三、一九七七(同右書、所収)

田中卓「神宮の創祀について」『神道宗教』一一五、一九八四年a(同右書、所収)

田中卓「内宮・文武天皇二年遷座説」批判」『神道大系月報』四二、一九八四年

b(同右書、所収)

田村圓澄『伊勢神宮の成立』吉川弘文館、一九九七年。

筑紫申眞『アマテラスの誕生』角川書店、一九六二年。

直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」、藤直幹編『古代社会と宗教』若竹書房、

一九五一年(『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年、所収)

西宮秀紀「伊勢神宮の成立をめぐって」、小林達雄・原秀三郎編『新版「日本の

古代」⑦中部』、角川書店、一九九三年。

西宮秀紀「伊勢神宮の成立はいつか」、白石太郎・吉村武彦編『新視点日本の

歴史第二卷 古代編I』、新人物往来社、一九九四年。

西宮秀紀「伊勢神宮成立論」、梅村喬編『古代王権と交流4 伊勢湾と古代の東海』、

名著出版、一九九七年。

福山敏男「神宮正殿の成立の問題」『神道史学』三、一九五二年。

藤村重美「多久神社」、式内社研究会編『式内社調査報告』第十九卷、皇學館大

学出版部、一九八四年。

安本美典『卑弥呼の謎』講談社、一九七二年。

安本美典「伊勢の皇大神宮(内宮)創建の年代―「御船代」から考える―」『東

アジアの古代文化』一三七、二〇〇九年。

渡邊寛「神宮の建物」、皇學館大學編『神宮の式年遷宮』、皇學館大學出版部、

一九八六年。

(いばらき よしゆき・皇學館大学研究開発推進センター教授)